

球磨村共助のむらづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民総参加による創意と工夫により、持続可能なむらづくりや地域コミュニティの維持、活性化を推進するために、住民等の活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、球磨村補助金等交付規則（平成3年3月1日規則第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、公益の増進に寄与する団体で次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 球磨村に住所を有する者が組織する自治組織の代表若しくは地域づくり団体等で構成員の3人以上が村民である団体の代表であること
- (2) 事業目的等を記述する会則等を有すること
- (3) 宗教活動または政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的として活動する団体ではないこと
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業及び補助率並びに補助金限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に、事業の内容、経費の見積もり等を記した補助金等交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、補助金等交付・却下決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 村長は、補助金を交付することを決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金の交付の目的を達成するため必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(内容の変更等)

第6条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金等変更承認申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金等交付変更等承認・不承認決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するもの

とする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、事業完了後すみやかに事業実施の状況、経費の精算結果等を記した実績報告書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 村長は、前条の規定による報告の内容を審査し、これを適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書(任意様式)を提出しなければならない。

(概算払)

第10条 村長は必要であると認める場合は、第5条により通知した補助金交付決定額の範囲内において、その一部又は全部を概算払とすることができる。

2 交付決定者は、前項の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払請求書(様式第7号)により村長に請求しなければならない。

3 村長は、前項の概算払請求書を受理した場合において必要と認めたときは、所要の手続きを行うものとする。

(決定の取り消し等)

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他村長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	活動内容	補助率及び限度額	補助対象経費
1 持続可能な むらづくり支援 型 (既存の活動を 支援する)	1 生活環境整備 花いっぱい運動、ごみ拾い、案 内板設置、緑化・美化運動	補助率 10/10 限度額 50 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費 ※ 消耗品費、燃料費、印刷製本費に限る。 ※ 草払い等で使用する刈払機の替刃については、1枚につき限度額 1,000 円とする。 ※ 1 生活環境整備の活動における熱中症対策費については、参加者 1 名につき、限度額 200 円とする。 ・ 役務費 ※ 通信運搬費、広告料、手数料に限る。 ・ 使用料及び賃借料 ・ 原材料費
	2 自主防災訓練や安全対策、 防犯・防災活動 自主防災組織等に係る防災活動	補助率 10/10 限度額 100 千円	
	3 交流・イベントの開催 祭り、交流会、健康イベント等 の開催	補助率 10/10 限度額 150 千円	
	4 敬老会事業 地域で実施される敬老会事業	1,800 円× 参加人数 を上限額 とする	
2 チャレンジ 支援型 (新たな取組み や既存の活動を 拡大して行う活 動を支援)	<p>1 交流人口の拡大 交流人口の拡大をもたらすイベ ント、観光客誘致の為のイベ ントなど</p> <p>2 地域資源の磨き上げ 農林産物等の品質向上に向けた 取組み</p>	<p>補助率 2/3</p> <p>限度額 500 千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 ・ 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費） ・ 通信運搬費 ・ 保険料 ・ 委託料 ・ 原材料費 ・ 手数料 ・ 使用料及び賃借料
<p>以下の事業は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教、政治に関わる事業 ・ 営利を主目的とした事業 ・ 公益性に欠ける事業 ・ 行政や他の団体等からの補助事業（球磨村地域づくり、人づくり基金助成事業、球磨村産業振興対策事業、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業、など） ・ 住民が実施主体とならない事業 ・ その他、当事業の趣旨に反するもの 			